



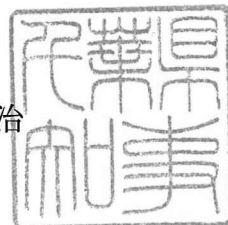
環 第 3 5 4 号

平成29年7月21日

銚子市

銚子市長 越川 信一 様

千葉県知事 鈴木 栄治



東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書に対する
意見について(通知)

平成29年1月16日付けで送付のあった標記準備書に対する意見について、千葉県
環境影響評価条例第41条第3項の規定により読み替えて適用される第21条第1項の
規定により、別添のとおり通知します。

東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書 に対する意見

事業実施区域及び周辺は、農地や山林が広がっており、計画地に近接して、農業用水の貯水池である大椎池や小山堰が存在している。

また、事業実施区域周辺には、千葉県天然記念物に指定されている猿田神社の森及び龍福寺の森など良好な自然環境が残されている。

当該事業は、銚子市、旭市及び匝瑳市におけるごみ処理施設の老朽化に伴い、廃棄物溶融施設及びマテリアルリサイクル施設を設置し、さらに、廃棄物処理に伴い発生する熱エネルギーを、発電等の余熱利用に活用する計画である。

一方、処理方式については、有識者や住民代表等を委員とする委員会において、シャフト式ガス化溶融炉を採用することとされているものの、その詳細は今後決定するとしている。

事業者は、これらの地域特性及び事業特性を十分に踏まえ、事業による環境への影響を出来る限り回避・低減する必要がある。

記

1 総括的事項

- (1) 廃棄物溶融施設に係る処理方式の詳細を決定する際は、環境保全の観点からも検討し、環境負荷の低減を図ること。また、発電設備の採用に当たっては、可能な限り高効率の施設とすること。
- (2) 今後、計画処理量及びごみ質の変化が見込まれる場合は、大気質、温室効果ガス等の予測結果の妥当性を検証し、必要に応じて環境保全措置を講ずること。

2 環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法及び結果

(1) 全般

生活排水の処理方法について、可能な限り環境負荷の低減に努めること。
なお、炉内処理に計画変更をする場合は、廃棄物溶融施設の運転への影響を検証し、必要に応じて環境保全措置を講ずること。

(2) 大気質

- ア 粉じんや浮遊粒子状物質について、現地状況調査の結果、数値が高い季節が示されたことについて、その原因に関する考察を行うこと。
- イ 廃棄物運搬車両による沿道大気質の予測に用いたバックグラウンド濃度について、設定根拠を明らかにするとともに、その妥当性について説明すること。
- ウ 複数の処理方式を想定していることから、短期高濃度予測において、排出量が最大となる方式を対象として予測評価を実施している。しかしながら、予測条件によっては、他方式の方が環境への影響が大きくなる可能性があることから、必要に応じて、予測、評価を実施し環境保全措置を検討すること。

(3) 水質

工事中の濁水処理について、年間最大降雨量等を考慮した上で、調整池の容量を適切に設定すること。

(4) 植物

工事の実施に伴う環境保全措置について、植樹を行う場合には、周辺に自生する在来種、あるいはこの地域の潜在自然植生に即した樹種を用いること。

(5) 景観

周辺地域の景観特性との調和を図るとともに、眺望景観の変化を低減するため、樹林を極力増やすなど、一層の環境配慮をすること。